


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	川口 莊一			
件名	東大和市高齢者等安心見守り・食事サービス事業実施要綱を廃止する訓令について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	障害福祉課				
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、買い物及び炊事が困難な高齢者及び障害者に定期的に食事を配達するとともに、安否確認を主たる目的として定めるが、配食サービスの充実などの環境の変化を踏まえ、公費による事業から民間事業に移行するために、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 本要綱を廃止する。</p> <p>イ 上記廃止に伴い、既に利用決定を受けている者、既に利用申請をした者については、引き続き利用を可能とする経過措置を定める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>関係機関の連携による高齢者の見守りが充実し、また、民間事業者による配食サービスも充実してきていることから、廃止の影響は限定的である。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月19日 市長決裁により廃止を決定済み。</p> <p>令和4年3月 文書課事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに廃止手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。